

消防法による命令の公告
Notification of Order under the Fire Service Act

2023年11月13日現在

命令の対象となった 防火対象物又は施設	所在地	札幌市中央区南2条東1丁目1番地6
	名称	M's 二条横丁
	完成検査番号	
命令を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・煙山 育子 ・煙山 裕也 ・有限会社M A R O企画 <p style="margin-left: 20px;">代表取締役 齊藤 正廣</p>	
命 令 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年5月13日までに、上記防火対象物の居室が建築基準法上の地上3階以上に存しないよう、防火対象物の一部若しくは居室を移転させ、又は当該要件に該当しない防火対象物の構造となるよう改修すること。 ・令和6年5月13日までに、上記防火対象物の2階以上の居室のうち、直通階段が設けられていない防火対象物の部分に、直通階段を設けるよう改修し、又は前1の事項に適合するよう移転すること。 ・令和5年12月13日までに、上記防火対象物の各階に消火器を技術上の基準に従って設置すること。 ・令和6年1月13日までに、上記防火対象物の2階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。 ・令和6年1月13日までに、上記防火対象物に設置している誘導灯を、技術上の基準に適合するよう改修すること。 	
命 令 発 令 日	令和5年11月10日	
命 令 発 令 者	札幌市中央消防署長	
Building or facility targeted by the order	Location	Minami 2-jo Higashi 1-chome 1-6, Chuo-ku, Sapporo-shi
	Name	M's Nijo Yokochō
Violation of the Fire Service Act	<ul style="list-style-type: none"> • The third and fourth floors are in violation of the Building Standards Act. • There is no direct staircase to some rooms on the second floor and above. • No fire extinguishers are installed. • Evacuation devices are not installed on the second floor. • Some of the exit signs do not meet technical standards. 	